

AIAI認定歯科衛生士・インプラントコーディネーター認定更新予定表

	開催地		開催年月	認定期限	更新受付期間	
第1回	仙台	仙台市情報産業プラザ	2007.11	2012.11	2012. 4～2012. 10	10 ポイント必要
第2回	埼玉	川口駅前市民ホール	2008.5	2013.5	2012. 10～2013. 4	10 ポイント必要
第3回	東京	日本歯科大学富士見	2008.11	2013.11	2013. 4～2013. 10	20 ポイント必要
第4回	東京	明治大学	2009.11	2014.11	2014. 4～2014. 10	30 ポイント必要
第5回	東京	あんしん生命	2010.7	2015.7	2014. 12～2015. 6	40 ポイント必要
第6回	東京	総評会館	2010.11	2015.11	2015. 4～2015. 10	50 ポイント必要
第7回	東京	あんしん生命	2011.5	2016.5	2015. 10～2016. 4	50 ポイント必要

ご自身の更新期間を確認して下さい、尚ご不明の方は事務局までメール又はFAXにてお問い合わせ下さい。

資格認定のための研修

Academy of International Advanced Implantology(以下 AIAI とする)認定歯科衛生士制度では、生涯にわたって研修を継続することが義務づけられています。次期更新までの 5 年間に学術講演会もしくは学術大会へ参加し、更新時には 50 ポイントが必要となります。この研修記録簿は、研修を行ったことの資料となりますので、研修の都度、各自でご記入の上、大切に保存しておいて下さい。

更新手続きの必要事項

- ア 更新手数料 1 万円を銀行振込で入金すること
振込先：みずほ銀行 赤羽支店
普通 2131045
名義 ｼ) ACADEMY OF INTERNATIONAL
- イ 更新までの期間中の年会費が納入されていること
(未納の場合は、事務局に問い合わせ下さい)
- ロ 次の書類を歯科衛生士委員会へ提出すること
認定歯科衛生士更新書類一式

認定歯科衛生士の更新及び資格喪失

第 11 条 (認定歯科衛生士制度規定)

- 1、認定歯科衛生士の資格を得たものは、5 年毎に更新を受けなければその資格を失う。
- 2、認定歯科衛生士の更新を申請する者は、第 3 項に定める生涯研修単位基準を満たさなければならない。
- 3、認定歯科衛生士の更新を申請する者は、年会費を入会后、継続して納入していなければならない。

第 12 条 (認定歯科衛生士制度規定)

認定歯科衛生士は次の各号の 1 に該当するときは、委員会及び理事会の審議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の喪失を申し出たとき。
- (2) 歯科衛生士の資格を喪失したとき。
- (3) 委員会で認定歯科衛生士として不相当と認めたとき。

資格認定のための研修

Academy of International Advanced Implantology(以下 AIAI とする)認定歯科衛生士制度では、生涯にわたって研修を継続することが義務づけられています。次期更新までの5年間に学術講演会もしくは学術大会へ参加し、更新時には50ポイントが必要となります。この研修記録簿は、研修を行ったことの資料となりますので、研修の都度、各自でご記入の上、大切に保存しておいて下さい。

更新手続きの必要事項

- ア 更新手数料1万円を銀行振込で入金すること
振込先：みずほ銀行 赤羽支店
普通 2131045
名義 ｼ) ACADEMY OF INTERNATIONAL
- イ 更新までの期間中の年会費が納入されていること
(未納の場合は、事務局に問い合わせ下さい)
- ロ 次の書類を歯科衛生士委員会へ提出すること
インプラントコーディネーター更新書類一式

インプラントコーディネーターの更新及び資格喪失

第11条 (インプラントコーディネーター制度規定)

- 1、インプラントコーディネーターの資格を得たものは、5年毎に更新を受けなければその資格を失う。
- 2、インプラントコーディネーターの更新を申請する者は、第3項に定める生涯研修単位基準を満たさなければならない。
- 3、インプラントコーディネーターの更新を申請する者は、年会費を入会后、継続して納入していなければならない。

第12条 (インプラントコーディネーター制度規定)

インプラントコーディネーターは次の各号の1に該当するときは、委員会及び理事会の審議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の喪失を申し出たとき。
- (2) 歯科衛生士の資格を喪失したとき。
- (3) 委員会でインプラントコーディネーターとして不適当と認めたとき。

生涯研修単位基準（更新時）

1. 研修会出席（1回出席あたりの単位、出席したことを証明する参加証のコピーが必要）

- ① AIAI 歯科衛生士教育講演
（学術大会、学術講演会 他教育セミナー等） 10 ポイント

2. 業績発表

（発表したことを証明する学会・研修会プログラムや講義予定表などのコピーが必要）

- ① 学会及び研修会での演者 10 ポイント
- ② 学会会誌及びその他の学術雑誌への投稿論文筆頭者 10 ポイント
- ③ 著書（インプラントに関連する著書1冊あたりの単位）
 - I 筆頭者 10 ポイント
 - II 共同著者 5 ポイント